

平成26年第9回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成26年10月8日（水） 午後2時45分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，藤尾 均理事，竹中 英泰理事，高井 章副学長，
渡部 剛教授，千葉 茂教授，服部 ユカリ教授，林 要喜知教授，
鈴木 裕教授，千石 一雄教授，作宮 洋子教授，立野 裕幸教授，
吉田 貴彦教授，久保 進事務局長

欠席者：松野 丈夫理事，

陪席者：宮森 雅司監事，太田学長政策推進室長，萩総務部長，小出教務部長，
大石総務課長，滝本企画広報評価課長，加藤研究支援課長，伊藤会計課長，
西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成26年第8回（平成26年9月10日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 教員の人事について

(1) 教授の兼務発令について

本件について，学長から発議及び事前配付資料6に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり教授を兼務させることが了承された。

(2) 准教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり 准教授候補者とすることが了承された。

(3) 助教等候補者の選考について

本件について，学長から発議及び資料1（事前配付資料2～3）に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり助教等候補者とすることが了承された。

(4) 特任教授の配置換について

本件について，学長から発議及び事前配付資料4に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり配置換することが了承された。

引き続き学長から，同氏に兼務させることについての発議があり，審議の結果，同氏に兼務させることが了承された。

2. 看護学講座（病態学領域）教授候補者の採用方針等について

本件について、学長から発議及び資料2に基づき、看護学講座（病態学領域）の教授が平成27年3月31日をもって定年退職となることに伴い、公募により教授の採用を行うことについて、審議の結果、資料の採用方針、公募方法・内容等が了承された。

3. 看護学講座（母性看護学領域）教授候補者の採用方針等について

本件について、学長から発議及び資料3に基づき、看護学講座（母性看護学領域）の教授が平成27年3月31日をもって定年退職となることに伴い、公募により教授の採用を行うことについて、審議の結果、資料の採用方針、公募方法・内容等が了承された。

4. 看護学講座（精神看護学領域）教授候補者の採用方針等について

本件について、学長から発議及び資料4に基づき、看護学講座（精神看護学領域）の教授が平成27年3月31日をもって定年退職となることに伴い、公募により教授の採用を行うことについて、審議の結果、資料の採用方針、公募方法・内容等が了承された。

5. 平成26年度非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料5に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

6. 旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項（案）について

本件について、学長から発議があり次いで西田学生支援課長から次のとおり説明があった。

- ①北海道内国立大学の機能強化事業として、今年度の後期から双方向遠隔授業システムを用いた単位互換授業のトライアルを実施していること。
- ②本システムは、ティーチング・アシスタント（TA）等の授業補助者を付けることが前提であること。
- ③TAの確保が難しいことから、学部学生を対象としたスチューデント・アシスタント採用し、授業補助者としたいこと。
- ④本要項（案）は、資料6のとおりであること。

その後、審議の結果、本要項（案）のとおり、了承された。

7. 旭川医科大学における研究活動の不正行為防止計画の改正（案）について

学長から発議があり、次いで不正行為防止対策委員会の委員長である高井副学長から次のとおり説明があった。

- ①研究活動の不正行為については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正（平成26年2月18日改正文部科学大臣決

定)、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の二つのガイドラインの改正が行なわれたこと。
②今年度は、改正ガイドラインに基づき、資料7-1のとおり「旭川医科大学における研究活動に不正行為防止計画」の改正(案)、資料7-2のとおり「平成26年度 研究活動の不正行為防止実施計画(案)」を作成したこと。
引続き、加藤研究支援課長から資料7-1~2に基づき、説明があった。
その後、審議の結果、研究活動の不正行為防止計画の改正(案)、研究活動の不正行為防止実施計画(案)が了承された。

8. 看護学講座(病態学領域)教授候補者選考委員会委員の選出について

本件について、学長から発議の後、本評議会において、先に本教授候補者の採用方針等について承認されていること。本教授候補者選考委員会委員の選出について諮ることの説明があった。

続いて、学長から資料11に基づき、選考委員会の委員は、教授選考細則第7条により職種指定委員である学長及び副学長のほか、教授会構成員のうちから6名の委員を選出すること。審議の結果、資料のとおり選考委員会委員の選出が了承された。

なお、委員会の委員長は学長が務め、各委員の都合を調整のうえ委員会を開催する旨学長から付言があった。

9. 看護学講座(母性看護学領域)教授候補者選考委員会委員の選出について

本件について、学長から発議の後、本評議会において、先に本教授候補者の採用方針等について承認されていること。本教授候補者選考委員会委員の選出について諮ることの説明があった。

続いて、学長から資料12に基づき、選考委員会の委員は、教授選考細則第7条により職種指定委員である学長及び副学長のほか、教授会構成員のうちから6名の委員を選出すること。審議の結果、資料のとおり選考委員会委員の選出が了承された。

なお、委員会の委員長は学長が務め、各委員の都合を調整のうえ委員会を開催する旨学長から付言があった。

10. 看護学講座(精神看護学領域)教授候補者選考委員会委員の選出について

本件について、学長から発議の後、本評議会において、先に本教授候補者の採用方針等について承認されていること。本教授候補者選考委員会委員の選出について諮ることの説明があった。

続いて、学長から資料13に基づき、選考委員会の委員は、教授選考細則第7条により職種指定委員である学長及び副学長のほか、教授会構成員のうちから6名の委員を選出すること。審議の結果、資料のとおり選考委員会委員の選出が了承された。

なお、委員会の委員長は学長が務め、各委員の都合を調整のうえ委員会を開催す

る旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 教員の退職について

教員の退職予定者は、資料8のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題1(1)に先立って行われた。)

(2) 大学院学生に対する奨学金について

本報告事項については、教授会で報告すること。

次回の開催予定日

次回の教育研究評議会は、平成26年11月19日(水)午後2時45分から第二会議室において開催すること。